



兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745
FAX : 078-351-3185
URL : http://www.hyogo-kokyoso.com
mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

週休日の補習の公務化を強行 「週休日の補習禁止」を180度転換

県教委は11月7日付けで、教育長通知「週休日の学校における生徒への学習支援に係るサービスの取扱いについて」を発出し、週休日の補習を公務としました。週休日の模擬試験の監督業務の公務化(5月13日付)に引き続き、学校5日制や週休2日制を形骸化する暴挙であり、到底認めることはできません。県教委は、週休日補習が、個々の教員のボランティアになっており、万一の事故の際に公務災害の取り扱いができないことを公務化の理由としていますが、これまで「週休日における補習は認めない」(2010年度確定交渉回答)としていたわけであり、半ば公然と週休日の補習が実施されていること自体が問題です。

「超過勤務縮減」にも逆行!?

学校現場では、仕事量の多さに見合う人員が保障されない中、超過勤務が常態化しており、これを如何に縮減するのかが、大きな課題となっています。週休日の出勤に振替が与えられても、それを消化できないのが職場の実態です。今回の通知を機会に、週休日の補習が横行するようなことになれば、教職員の勤務のあり方と学校教育のあり方の両面で大きな問題が生まれることとなります。

回答に反する事例があれば、高教組本部に連絡を

高教組はこの間県教委と交渉を行い、週休日の模試の監督や補習の公務化に反対し、県教委の真意を問いました。回答から逸脱させないことが大切です。

＜高校教育課の回答＞

Q1. なぜ週休日の補習を「本務」と位置付けるのか？

A 現在、好意から補習をしてやりたいが平日に時間がとれないなど、やむを得ず週休日に補習をされている先生方に、事故等が起こった場合の保障をおこない、また、振替によって休んでいただくことができるよう本務として取り扱いたいと考えている。

Q2. どのような場合に「本務」として認めるのか。

A 授業の延長であるようなものや生徒に参加を強要するようなものは認めない。当然、出欠は問わず、単位認定など卒業認定に係わるようなものではない。また、学校の教育活動の一環として行われるもので、かつ計画的に実施されるものでなければならない。事前に職員会議で示されるなど、校長が了承したものでなくてはならない。

Q3. 職務命令で補習をすることになるのか？意に反して補習を強要されることはないことを保障せよ。
A 職務命令によって補習をさせられるなど、職員の意に反して補習を命じられるようなことは本意ではない。あくまで、先生方の自主的なとりくみを制度上保障するということだ。

Q4. これをきっかけに、土曜補習が蔓延することにならないのか？毎週実施されるようなことになれば、学校5日制の主旨にも反するのではないか。制限を設けよ。

A 週休日の補習は、どうしても平日に時間が取れない場合の例外的なものであって、最小限にとどめ安易に拡大するものではないと考えている。内容や回数は学校5日制の主旨に沿って精選されるべきものである。

Q5. 週休日に補習を実施していることを学校の特色の一環とし、それをパンフレットやHPに載せたり、中学校まわりで宣伝したりなど、生徒募集に利用することで、学校間競争を煽らないか？

A そのようなことで、学校間の競争を煽ることは好ましくない。

Q6. 以上の回答の主旨に反するような事例があれば、補習を中止するよう指導して頂きたい。

A 学校現場で発生した問題に関しては、当該校の校長と十分に話し合っ解決していきたい。何か問題が起れば知らせたい。

＜教職員課の回答＞

Q1. 週休日の補習の本務化は、超過勤務縮減が大きな課題となっているときに、その方向に逆行するのではないか？

A 今回の通知の主旨は、すでに何の保証もなく週休日の補習等に従事している教員の処遇を改善することである。完全学校週5日制の主旨を踏まえながら、十分に精選を行うことが必要と考えている。週休日の補習が超過勤務とならないよう、週休日の振替を確実にを行うよう校長を指導する。

Q2. 振替を確実に保障するためにどのような手立てをとるのか？

A 補習は計画的なものに限るので、週休日の補習を実施する場合には事前に実施日と振替日を決定するよう校長を指導する。

Q3. 完全週休2日制の主旨が損なわれないようにして頂きたい。

A 週休日の振替等実施要領の「恒例の学校行事」として取り扱うことになる。本来週休日は先生方に休んで頂くためのものであり、勤務日とするのは特別な場合に限られる。したがって、週休日の補習の実施は必要かつやむを得ない場合に限るものとする。

Q4. 実態として振替がとりにくい場合が多いのではないか？

A 確実にとれるよう事前に振替日を設定してもらおう。振替日は、基本は4週以内であるが、最大16週以内として、設定しやすいようにしている。振替がとれないような週休日の補習は認められない。

Q5. 教員の意に反して補習を強要したり、週休日の補習を実施するように圧力をかけたり、校長の承認や職員会議への報告のない補習が行われたりすることがないようにせよ。

A 個別の状況については、必要に応じて配慮するよう、校長を指導する。

Q6. すでに実施している業者模試に関して、監督を割り振られると断りにくい、振替がとれないなどの訴えが現場からある。

A 教職員の事情に配慮するよう今後も校長を指導していく。週休日に行われている業者模試によって超過勤務が生じないように引き続き努力する。また、業者による模試監督配置などの要望については、高校教育課とも相談して検討する。